

## わたしの「子どもの権利」宣言

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。  
(「困っている友だちに声をかける」など)

1: \_\_\_\_\_

2: \_\_\_\_\_

3: \_\_\_\_\_



## 「こころの鈴」(相談室)

悲しいとき、こまったときなど、自分や友だちの権利が守られないないと感じたときは、「こころの鈴」にお話ししてください。

●いつ? 月~木・土曜日 午後1時~午後6時  
金曜日 午後1時~午後8時

●どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)  
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp



※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。

※ うれしいことがあったときのお話も、聞かせてくださいね。

令和6年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ2  
令和6年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室

問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当

住所:〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話:0263-34-3291 ファックス:0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちが考えてくれました。

## あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもたちが元気に成長していくために、大切なものです。

年 組 名前

みんなの学校がある、この松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」というルールがあります。これは、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を大切にしていくためのルールです。

それでは、どうして「子どもの権利」が大切なのか、条例（ルール）には、どんなことが書いてあるのか、学習していきましょう。

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

# 「子どもの権利」って、何だろう？

子どもたちが、自分らしく成長したり、安心して生活したり、社会の一員として自由に意見を言ったりすることができる「**権利**」が「**子どもの権利**」です。

知つ  
て  
いるかな？

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 1989年制定
- 松本市子どもの権利に関する条例 2013年制定
- こども基本法 2023年制定

「**条約**」は国と国が約束するルールで、「**条例**」は、都道府県や市町村が守るルール、「**法**」は国が守るルールです。  
ここでは、「**松本市子どもの権利に関する条例**」というルールについて、学びましょう！

「**松本市子どもの権利に関する条例**」では、特に**4つの権利**を大切にしているんだ！



1

自分のことを大切だと感じながら、自分から進んで成長できるように、まわりから助けてもらえる**権利**

2

平和で安全な環境で、差別・ぎやく待・いじめなどを受けない**権利**

3

自分の意見などがまわりに受け止められ、大切にされながら、自分らしく生きていくことができる**権利**

4

遊びや学びを通して仲間をつくり、必要な情報を教えてもらいながら、社会に参加することができる**権利**

# あなたの「権利」 わたしの「権利」



次のア～エでは、左ページの4つの**権利**が守られていません。それぞれ、守られていないと思う**権利**に○をつけてください。  
また、なぜそう考えたのか理由も書いてみましょう。

ア



→ 1 2 3 4 の**権利**

理由

イ



→ 1 2 3 4 の**権利**

理由

ウ



→ 1 2 3 4 の**権利**

理由

エ



→ 1 2 3 4 の**権利**

理由

あなたに「**権利**」があるように、まわりのみんなにも「**権利**」があります。  
自分の「**権利**」を大切にするだけではなく、まわりの人の「**権利**」も同じように大切にしなければなりません。